

和歌山市サービス付き高齢者向け住宅における事故報告取扱い要領

第1 目的

この要領は、和歌山市サービス付き高齢者向け住宅運営指導指針（平成27年10月1日施行）の規定に基づき、サービス付き高齢者向け住宅を運営する者（以下「事業者」という。）が行う本市への事故の報告（以下「事故報告」という。）について、必要な事項を定めることにより、本市が事故発生状況を把握するとともに、事業者による事故への速やかな対応と事故の発生又はその再発の防止を図ることを目的とする。

第2 対象となる住宅及び入居者

この要領の対象となる住宅及び入居者は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅のうち、和歌山市に所在する住宅及びその入居者とする。ただし、和歌山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第46号）に定める特定施設入居者生活介護、和歌山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第47号）に定める地域密着型特定施設入居者生活介護及び和歌山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第50号）に定める介護予防特定施設入居者生活介護の事業所の指定を受けている部分及びそれらのサービスの提供を受けている入居者を除く。

第3 報告すべき事故の範囲

事故報告の対象となる事故の範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 入居者に提供したサービス（介護保険適用サービスを除く。以下「提供サービス」という。）による入居者のケガ又は死亡事故の発生
 - ア 提供サービスとは、送迎、通院等の間の事故も含むこと。
 - イ ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とすること。
 - ウ 事業者側の過失の有無に関わらず、イに該当する場合は報告すること。
 - エ 入居者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性がある場合（入居者の家族等との間で何らかのトラブルが発生するおそれがある場合を含む。）は報告すること。
- (2) 提供サービスにより発生し、又は請求された損害賠償事故の発生
- (3) 異食・誤えんの発生
 - 発生後直ぐに排出除去ができ、その後異常が認められない場合は、報告の対象に含まない。
- (4) 誤薬（違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬もれなど）の発生
 - 医師の指示が経過観察の場合であっても報告すること。
- (5) 行方不明・無断外出者の発生
 - 無断外出した先でケガをした場合及び行方不明後住宅に戻らず警察に届け出た場合は報告すること。
- (6) 職員（従業者）の法令違反、不祥事の発生
 - 提供サービスに影響がある場合（職員の窃盗等による入居者の財産侵害、入居者に対する虐待行為、個人情報等の紛失や漏洩など）については報告すること。
- (7) 食中毒及び感染症の発生

食中毒及び感染症について、第6のとおり報告すること。

(8) 災害等の発生

住宅における火災事故、地震等の自然災害による住宅の滅失、損傷等により入居者の生活に影響がある場合は報告すること。

(9) その他事業者が報告を必要と判断するもの及び市が報告を求めるもの

第4 事故報告の手順等

事故報告の手順及び方法については次のとおりとする。

(1) 事故発生時の第一報

ア 事故が発生した場合は、速やかに当該入居者の家族等及び所要の関係機関に連絡し、必要な措置を講じるとともに、市へ報告する。

イ 入居者の死亡に至る事故など生命等に係る緊急性・重大性の高いものについては、直ちに、市へ電話により第一報の報告を行い、その後速やかに報告書を提出する。ただし、市が就業時間外で電話連絡が取れない場合は、市へFAXを送信しておき、翌就業日に連絡するなどの対応を行うこと。

(2) 最終報告及び途中経過報告

事業者は、事故処理が終了した時点で、その事故処理の結果について市へ報告書の提出を行う。なお、事故処理が長期化する場合には、適宜、途中経過の状況について市へ報告する。

第5 報告様式

報告様式は次に掲げるとおりとする。ただし、これらの報告様式に掲げる報告事項が記載されていれば、事業者独自の様式で報告して差し支えない。

(1) 第3(1)から(6)及び(9)に係る報告については、サービス付き高齢者向け住宅事故報告書(別記様式第1号)を標準とする。

(2) 第3(7)に係る報告については、サービス付き高齢者向け住宅感染症等発生状況報告書(別記様式第2号)を標準とする。

(3) 第3(8)に係る報告については、サービス付き高齢者向け住宅被災状況報告書(別記様式第3号)を標準とする。

第6 食中毒及び感染症が発生した場合の報告等について

事業者は、次の(1)、(2)又は(3)の場合は、食中毒又は感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告すること。なお、保健所等関係機関へも報告を行い、関係機関の指示に従うこと。

(1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

(2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全入居者の半数以上発生した場合(ある時点において、10名以上又は全入居者の半数以上発生した場合であって、最初の患者等が発生してからの累積の人数ではない。)

(3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者が報告を必要と認めた場合

第7 その他事業者の対応

事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じること。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底を図る体制を整備すること。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を整備し、当該記録を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後2年間保存すること。
- (5) 発生した事故について原因を分析・解明し、再発防止に向けての対策を講じるとともに、市からより詳細な確認等を求められた場合には再度報告を行うなど市の指示に従うこと。

第8 報告先

和歌山市福祉局社会福祉部高齢者・地域福祉課
電話番号（平日） 073-435-1063
FAX 073-435-1268

第9 適用期日

この要領は、平成28年4月1日以降に発生した事故について適用する。